

# 横須賀市 パートナーシップ宣誓証明制度 ガイドブック

～パートナーシップ宣誓、ファミリーシップ届出をお考えの皆様へ～



YOKOSUKA

横須賀市

# 目次

1-1 制度利用をお考えの方たちへ	2
1-2 制度利用のメリット	3
1-3 この制度により受けられるサービス等	4

## パートナーシップ

2-1 パートナーシップ宣誓の流れ	5
2-2 宣誓時にご用意いただくもの	6

## ファミリーシップ

3-1 ファミリーシップ届出の流れ	7
3-2 届出時にご用意いただくもの	8

4 宣誓および届出後について	9
----------------	---

5 Q & A	11
---------	----

6 様式について	14
----------	----

参考 横須賀市パートナーシップ宣誓証明の 取扱いに関する要綱	15
-----------------------------------	----

# 1-1 制度利用をお考えの方たちへ

## パートナーシップ宣誓証明制度、ファミリーシップ制度とは

戸籍上の性別にとらわれず、お互いが大切なパートナーと思っている方々の誰もが、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書を発行するものです。

平成31年（2019年）4月からこのパートナーシップ宣誓証明制度をスタートし、令和6年（2024年）1月からは、既存のパートナーシップ宣誓証明制度を基本としながら、さまざまな家族のかたちにも応える制度として、ファミリーシップ制度を始めました。

## 横須賀市の思い

市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指しています。

法律婚ではないものの、制度の導入により、差別や偏見の解消、当事者の方の暮らしやすさの保障に繋がり、性の多様性に対する認知を広める効果もあります。

さまざまな人が生きづらさを解消できる可能性があり、横須賀市に暮らしてよかったと思えるようになることを期待しています。

## 宣誓・届出をできる方

### パートナーシップ

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 成年であること。（民法第4条に準ずる）
- (2) 横須賀市民であること。（転入予定の方を含む）※同住所でなくても可能
- (3) 結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと。
- (4) 近親者（直系血族、三親の傍系血族または直系姻族をいう）でないこと。  
（パートナーシップにある方が養子縁組した場合は可能です）

同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダーキア、アセクシュアルの方々なども宣誓できます。

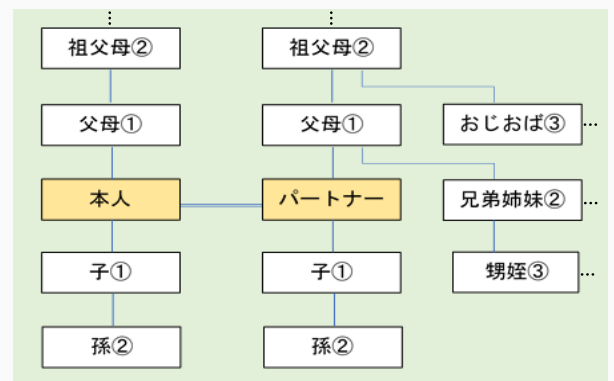
なお、セクシュアリティなどについては、新たな用語や定義が生まれる可能性があり、記載されていない方々を排除するものではありません。

### ファミリーシップ

パートナーシップ宣誓等をした者又は宣誓等をしようとする者

- (1) 宣誓者お二人のいずれか一方又は両者と同居している未成年の子ども
- (2) 宣誓者お二人のいずれか一方又は両者の親等の近親者等

《ファミリーシップの対象となる近親者等の例》



## 1-2 制度利用のメリット



証明書を提示することで、  
パートナーや家族の関係性を  
示すことができます。



家族として  
社会から認められている  
という安心感を得ることが  
できます。



市立病院での病状説明等の際に、  
家族同様に対応してもらうことが  
できます。



公共サービスなど  
いろいろなサービスを  
受けることができます。  
(4ページ参照)

# 1-3 この制度により受けられるサービス等

法的な効力や権利の発生・義務の付与を伴うものではありませんが、以下の公共サービス等を受けるときにご利用いただくことができます。

(1)	<b>市営住宅への入居申込み等</b>	046-822-8415（都市部市営住宅課） 046-823-1973（かながわ土地建物保全協会横須賀サービスセンター）	 
	・市営住宅への入居申込み等にご利用いただけます。		
(2)	<b>県営住宅への入居申込み等</b>	045-210-6543（神奈川県公共住宅課） 045-201-3673（かながわ土地建物保全協会 入居者募集担当）	
	・県営住宅への入居申込み等にご利用いただけます。		
(3)	<b>災害見舞金の給付</b>	046-822-8357（市長室危機管理課）	 
	・対象者が死亡等の場合、その家族として見舞金が支給されるほか、2人以上世帯区分として給付が認められます		
(4)	<b>犯罪被害者等支援</b>	046-822-7807（民生局地域支援部市民生活課）	
	・対象者が犯罪被害にあった場合、見舞金や日常生活支援、カウンセリング、法律相談が受けられます。（それぞれ必要な要件や回数制限があります）		
(5)	<b>不妊治療に対する支援</b>	046-824-7141（民生局健康部地域健康課） 046-822-9818（不妊・不育専門相談センター）	
	・生殖補助医療（体外受精・顕微授精）のうち、先進医療および保険外診療（自費診療）にかかる治療費の一部を助成します。		
(6)	<b>不育治療に対する支援</b>	046-824-7141（民生局健康部地域健康課） 046-822-9818（不妊・不育専門相談センター）	
	・不育症治療による医療保険が適用されない治療費および不育症判定検査費の一部を助成します。		
(7)	<b>住民票の続柄の変更</b>	046-822-8395（民生局地域支援部窓口サービス課）	 
	・続柄の記載について希望により「同居人」から「縁故者」に変更することができます。		
(8)	<b>保育園等の送迎</b>		 
	・事前手続きを行った上で、保護者と同様に送迎が可能		
(9)	<b>市立病院（医療機関）での対応</b>		 
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の病状説明を受けたり、手術や検査の同意書にサインをしたりするとき、家族同様に対応してもらえます。</li> <li>・うわまち病院と市民病院では、宣誓証明書、ファミリーシップカードの提示または病院職員との会話のなかでお二人の関係性が確認できれば、対象者の病状説明を受けたり、手術や検査の同意書にサインをすることができます。</li> </ul>		

※市職員はパートナーシップ休暇の取得や、結婚祝金、葬祭扶助金を申請することができます。（祝金等は全て職員の掛け金のみを財源としています。）

※上記公共サービスの詳細は、各担当課へお問い合わせください。

## 2-1 宣誓から証明書発行までの流れ

横須賀市人権・ダイバーシティ推進課

TEL 046-822-8219 (平日9時から17時まで)

Mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

### 宣誓日の予約

【予約に際して必要な情報】

1. お二人のお名前（または通称名）、電話番号、住所
2. 宣誓希望日時
  - ・年末年始を除く毎日（9時から17時まで）
  - ・第3候補までお知らせください
3. 立会人・付添人の有無

7日前までに予約

### 日程調整

- ・調整後、ご連絡させていただき、宣誓日時確定となります。

### 宣誓場所への来訪

【宣誓時にご用意いただくもの】 6ページ参照

- ・予約日時、指定場所に原則としてお二人そろってお越しいただきます。
- ・必要書類をご持参ください。

所要時間  
30分程度

### 内容確認

- ・本人確認、申請内容の確認、要件を満たしているかを確認しながら、パートナーシップの宣誓にあたっての確認書をご記入いただきます。

### パートナーシップ宣誓

- ・パートナーシップ宣誓証明書に、ご署名いただきます。

### 宣誓証明書の交付

【補足事項】

- ・宣誓予約は、宣誓希望日の7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までにご連絡ください。
- ・性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、証明書において通称名を使用することができます。通称を使用する場合は、証明書裏面の特記事項に戸籍上の氏名を表示します。
- ・宣誓場所は、市役所（平日）、デュオよこすか（木・土・日・祝日）等でご希望日時によって、調整いたします。プライバシー保護のため、原則として個室で受け付けます。  
※郵送等での宣誓書の提出は、受け付けません。
- ・予約時の申し出により、第三者の立会も可能とします。
- ・要件を満たしている場合、宣誓証明書（カードサイズ）等を即日交付します。（無料）  
※宣誓の際に提出していただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。
- ・ご希望に応じて、宣誓書及び宣誓証明書の記載内容を英語併記したものをお渡しします。予約時にお申し出ください。
- ・ご希望があれば、裏面にある特記事項に緊急連絡先を記載できます。

## 2-2 宣誓時にご用意いただくもの

### ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号の記載は不要です。
- 宣誓日から起算して3か月以内に発行されたもの。
- 原則1人1通ずつですが、同一世帯の場合で2人分の情報が記載されていれば1通で差し支えありません。

### ② 独身であることを証明する書類

- 独身証明書、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等  
※本籍地の市町村で取得できます。
- 宣誓日から起算して3か月以内に発行されたもの。
- 1人1通ずつ提出してください。
- 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面に日本語訳を添付し提出してください。

### ③ 本人確認ができるもの

- 個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。  
※ 上記以外に、本人確認書類の提出を求めることがあります。

【通称名を使用希望の場合】

### ④ 通称名を日常的に使用していることがわかる書類（郵便物や社員証等）の写し

◎ 外国籍の方が日本で独身であることを証明する書類（いずれか）

【これから宣誓される2人が外国で同性結婚している場合】

- 外国での結婚に係る証明書（3か月以内に発行のもの）
- 外国での結婚に係る証明書を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可能。）

【外国で結婚されていない場合】

- 婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行のもの）
- 婚姻要件具備証明書を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可能。）

※ 上記の書類の取得について、在日大使館・領事館から発行できる国もありますが、本国のみの発行の国もあり時間がかかる場合があります。あらかじめご確認いただき、ご準備ください。

## 3-1 ファミリーシップの届け出までの流れ

横須賀市人権・ダイバーシティ推進課  
 TEL 046-822-8219 (平日9時から17時まで)  
 Mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

### 届出日の予約

【予約に際して必要な情報】

1. 【パートナーシップ宣誓証明書をお持ちの場合】
  - ・証明書に記載の交付番号
- 【パートナーシップ宣誓証明書をお持ちでない場合】
  - ・パートナーシップ宣誓証明制度の予約 (5ページ参照)
2. ファミリーシップの対象となる方の氏名 (または通称名)、届出者とのご関係、年齢
3. 届出希望日時
  - ・年末年始を除く毎日 (9時から17時まで)
  - ・第3候補までお知らせください
4. 立会人・付添人の有無

7日前までに予約

### 日程調整

・調整後、ご連絡させていただき、届出日時確定となります。

### 届出場所への来訪

【届出時にご用意いただくもの】 8ページ参照

- ・予約日時、指定場所に届出者の方にお越しいただきます。  
(子や親などファミリーシップの対象となる方のご来庁は任意です)
- ・必要書類をご持参ください。

所要時間  
30分程度

### 内容確認

・本人確認、届出内容の確認、要件を満たしているかを確認します。

### ファミリーシップの届出

### ファミリーシップカードの交付

希望者にファミリーシップカードの交付を行います。

【補足事項】

- ・届出予約は、届出希望日の7日前 (土・日・祝日、年末年始を除く) までにご連絡ください。
- ・性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、ファミリーシップカードにおいて通称名を使用することができます。通称を使用する場合は、カード裏面の特記事項に戸籍上の氏名を表示します。
- ・届出場所は、市役所 (平日)、デュオよこすか (木・土・日・祝日) 等でご希望日時によって、調整いたします。プライバシー保護のため、原則として個室で受け付けます。  
※郵送等での提出は、受け付けません。
- ・予約時の申し出により、第三者の立会も可能とします。
- ・要件を満たしている場合、ファミリーシップカードを即日交付します。(無料)  
※届出の際に提出していただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。
- ・ご希望に応じて、ファミリーシップカードの記載内容を英語併記したものをお渡しします。  
予約時にお申し出ください。
- ・ご希望があれば、裏面にある特記事項に緊急連絡先を記載できます。



## 3-2 届出時にご用意いただくもの

### ① ファミリーシップに関する届出書（第7号様式）

### ② 届出者の本人確認ができるもの

- ・個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

※ 上記以外に、本人確認書類の提出を求めることがあります。

### ③ ファミリーシップの届出に関する同意書（第8号様式）

- ・事前にダウンロードの上、ファミリーシップの対象となる方にご記入をお願いします。
- ・15歳未満の子の場合は、親権者にご署名いただきます。

※ お子様に制度について丁寧に説明いただきますようお願いいたします。

### ④ 近親者等であることが確認できる書類

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等、近親者である事実が確認できるもの
- ・未成年の子に関しては、住民票の写しなど同居の事実が確認できるもの
- ・対象となる子が15歳未満の場合は、併せて⑤をご参照ください。

【未成年の場合】

### ⑤ 同居していることが確認できる書類

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書など同居の事実が確認できるもの

【15歳未満の場合】

### ⑥ 親権者の確認ができる書類

- ・子の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、子の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等

【ファミリーシップカード交付希望の場合】

### ⑦ ファミリーシップカード交付申請書（様式外③）

- ・届出時にご記入いただいても構いません。

【通称名を使用希望の場合】

### ⑧ 通称名を日常的に使用していることがわかる書類（郵便物や社員証等）の写し

## 4 宣誓および届出後について

### パートナーシップ

#### (1) 宣誓証明書の再交付

- ・宣誓証明書の紛失やき損、汚損などの事情により再交付を希望される場合には、申請書に基づき、再交付を行います。

#### (2) 宣誓証明書の返還

- ・パートナーシップを解消したとき、一方または双方が市外への転出をした場合は、宣誓証明書を返還する必要があります。ただし、当事者の一方が親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外へ異動する場合を除きます。
- ・パートナーの一方がお亡くなりになった場合は、返還する必要はありません。  
(新たにパートナーシップ宣誓をする場合には返還していただきます)
- ・結婚や、別の方とパートナーシップを結ぶ場合は返還していただきます。
- ・特別な事情によりパートナーシップを解消したい場合は、例外的に一方からの申し出により解消することも可能とします。

#### (3) 宣誓事項に変更が生じた場合

- ・届出事項変更申出書及び確認書類の提出により、変更の手続きをお願いします。パートナーシップにある宣誓者が宣誓事項変更届出書をご提出ください。宣誓証明書（交付を受けた全員分）及び宣誓書の写し（既に返還している場合は不要）の返還をお願いします。変更の確認がとれましたら、宣誓事項を変更し、変更後の宣誓証明書（交付を希望する全員分）を再交付します。

#### 【宣誓事項変更事由】

- ① パートナーシップ宣誓者のいずれかの方の氏名に変更があったとき  
(通称名に変更があったときも含む)
- ② パートナーシップ宣誓者が市内で転居したとき
- ③ パートナーシップ宣誓者が市外へ転居するとき

市外へ転出した場合は、宣誓証明書を返還していただきます。

ただし、横須賀市が協定を結んでいる自治体へ転出した場合は宣誓を継続することができます。

- ① 自治体間相互利用協定【鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市】
- ② 自治体間連携協定【横浜市】

詳細は、Q&Aまたはお問い合わせください。

転出先自治体の要件により継続できない場合もあります。

## ファミリーシップ

### (1) ファミリーシップカードの交付

- ・ファミリーシップの届け出をした希望者全員にファミリーシップカードの交付を行います。

### (2) ファミリーシップカードの再交付

- ・ファミリーシップカードの紛失やき損、汚損などの事情により再交付を希望される場合には、申請書に基づき、再交付を行います。

### (3) ファミリーシップカードの返還

- ・ファミリーシップカードの返還事由に該当するとき
- ・同居していた未成年の子が、別居となったとき

### (4) 近親者等による氏名削除の申立て

- ・ファミリーシップ対象者（子又は親等の近親者）は、15歳に達した日以後に、氏名削除を希望する場合、市に申し立てることができます。
- ・削除の申立てがあった場合、近親者の氏名等を削除したファミリーシップカードを再交付します。

※ この場合、パートナーシップにある宣誓者には、変更があった旨の通知をいたします。

### (5) 届出した事項に変更が生じた場合

- ・届出事項に変更が生じた場合、届出事項変更申出書及び確認書類の提出により、変更の手続きをお願いします。パートナーシップにある宣誓者が届出事項変更申出書をご提出ください。
- ・ファミリーシップカード（パートナーシップにある宣誓者及び変更の対象となるファミリーシップ届出者）の返還をお願いします。変更の確認がとれましたら、届出事項を変更し、変更後のファミリーシップカード（交付を希望する全員分）を再交付します。

#### 【宣誓事項変更事由】

- ① ファミリーシップ届出者の氏名に変更があったとき（通称名に変更があったときも含む）
- ② ファミリーシップ対象者（未成年の場合）が市外へ転居するとき

※再交付、返還の場合も7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までにご予約ください。

# 5 Q&A

## ■ 制度の対象者について

Q1 「成年」とは何歳以上ですか？

A. 18歳以上です。

Q2 「近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう）」はどのような関係ですか？

A. ・直系血族または三親等内の傍系血族の間  
…祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等  
・直系姻族の間  
…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

Q3 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A. パートナーシップにある方が、宣誓等の制度がない状況でやむを得ず養子縁組した場合は宣誓できます。

Q4 パートナーシップの宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

A. 同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダークィア、アセクシュアルの方々なども宣誓できます。また、法律婚を望まない方もご利用できます。  
なお、セクシュアリティなどについては、新たな用語や定義が生まれる可能性があり、記載されていない方を排除するものではありません。  
横須賀市では、そのような方々についてもパートナーシップ宣誓証明制度が利用できるよう、同性カップルには限定しない取扱いとしています。

トランスジェンダー …体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感を覚えている人のこと。

Xジェンダー …出生時に割り当てられた女性・男性の性別のいずれでもないという性別の立場をとる人のこと。

ジェンダークィア …性同一性が、既存の性別の枠組みにあてはまらない、または流動的な人のこと。

アセクシュアル …性別や恋愛感情の有無にかかわらず他者に対して性的な欲求を抱かないこと、または、そうした性的指向を持つ人のこと。「無性愛者」とも呼ばれる。

Q5 横須賀市民でないと宣誓できないのですか？

A. 市内へ転入を予定している方であれば、宣誓できます。

具体的には、以下のとおりです。

- ・2人とも横須賀市民である場合
- ・1人が横須賀市民であり、もう1人が、3ヵ月以内に市内に転入を予定している場合
- ・2人とも3ヵ月以内に市内に転入を予定している場合も、宣誓することはできますが、宣誓証明書の交付時に、市内に転入したことを証明する住民票の写しの提出が必要です。

Q6 パートナーシップ宣誓やファミリーシップの届出は、別居でも申し込みできますか？

A1. パートナーシップ宣誓については、別居でも宣誓いただけます。

A2. ファミリーシップの届出についても、別居でも届け出いただけます。  
ただし、未成年のお子様については同居が条件となっています。

## ■ 宣誓について

Q7 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A. パートナーシップ宣誓書の提出や、宣誓証明書の交付に費用はかかりません。  
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q8 宣誓証明書は即日発行されますか？

A. 書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日発行します。  
なお、即日発行する際も、内容確認などに時間を要する場合があります。  
また、転入予定の方は、宣誓は行えますが、宣誓証明書の交付は後日となります。  
横須賀市に住民票を移した後に、人権・ダイバーシティ推進課へ住民票の写しをご持参ください。  
職員がこれを確認した後に交付となります。

Q9 なぜ住民票などを提出する必要があるのですか？

A. 住民票などの提出書類は、パートナーシップの宣誓の要件である、双方に配偶者がいないことや居住地等を確認するために必要となります。

Q10 宣誓予定者が急遽、来られなくなった場合、代理での宣誓は可能ですか？

A. 予約日時、指定場所へは原則、2人そろってお越しください。万が一、予約日時に来られなくなった場合、人権・ダイバーシティ推進課（046-822-8219）まで、ご連絡ください。

Q11 通称名は使用できますか？

A. 性別違和など市長が必要と認める場合に限り、パートナーシップの宣誓における氏名について、通称名を使用することができます。通称名を使用した場合には、交付する宣誓証明書の裏面にある特記事項に戸籍上の氏名を記載します。

## ■ 制度について

Q12 婚姻制度と横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度との違いは何ですか？

A. 婚姻は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生するものです。  
一方、横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度は、横須賀市の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。例えば同性同士など、パートナーとの関係を公に認めることにより、当事者の生きづらさの軽減、性の多様性尊重の促進など、誰もが住みやすい横須賀市を目指す取り組みの一環としての制度です。

Q13 同性婚制度とパートナーシップ宣誓証明制度はどのように違うのですか？

A. 同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるもので、欧米を中心に認められている国が多くあります。  
一方、横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度は、横須賀市の内部規定である要綱による制度で、これによる権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、同性婚とは異なるものです。

Q14 宣誓書は何年間保存されますか？

A. 30年間です。

Q15 なりすまし等の悪用をされませんか？

A. 宣誓時には、P.5に記載の(1)～(3)の書類を提出いただいたうえで、宣誓者以外の方とのパートナーシップがないことなどを書面で確認させていただきます。  
さらに、旅券（パスポート）や運転免許証などをご提示いただき、ご本人であることの確認を行います。これらのことで、なりすまし等の悪用を防止します。  
なお、事実と異なることが判明した場合、宣誓証明書を返還させていただきます。

## ■ 利用について

Q16 宣誓証明書にはどのような効力や用途がありますか？

- A. P.4「1-3 この制度により受けられるサービス等」をご参照ください。  
なお、宣誓証明書は、横須賀市の内部規定である要綱に基づく書類であり、権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、法的な効力はありません。また、既に一部では、携帯電話の家族割といった同性パートナーなどでも利用可能な民間サービスがあります。今後、事業者等の理解が広がり、様々なサービスに波及することが期待されます。

## ■ 宣誓または届け出た事項に変更が生じた場合について

Q17 新たにファミリーシップに加えたい場合、どのように申請すればいいですか？

- A. 以下のお手続きをお願いします。
- ① 既にファミリーシップ制度をご利用されている場合
    - ・「届出事項変更申出書」及び「ファミリーシップの届出に関する同意書」をご提出ください。  
※「届出事項変更申出書」は、その他をご選択いただき、かつこ内に事由をご記入ください。
  - ② パートナーシップ宣誓制度ご利用中で新たにファミリーシップの届け出を行う場合は、7ページをご参照いただき、ファミリーシップの届け出のご予約をお願いします。

Q18 市外に転出する場合は、宣誓証明書を返還するのですか？

A. 宣誓証明書を横須賀市に返還する必要があります。ただし、以下の自治体への引越しであれば宣誓を継続することができます。

- ① 引越先：鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
  - ・『自治体間相互利用協定』を締結しているため、継続使用届を横須賀市へ提出することにより、宣誓証明書を返還せずに、転出先で継続して使用できます。
  - ・継続使用届の手続きに際しては、希望日の3日前までに横須賀市人権・ダイバーシティ推進課へ予約（日時、受付場所の調整）をし、宣誓証明書、本人確認できるもの（運転免許証等）をご持参ください。
  - ・継続使用届提出後は、転出先の自治体のパートナーシップ制度に関する行政サービスを受けられます。また、宣誓証明書の返還及び再交付は、転出先自治体で行えます。
- ② 引越先：横浜市
  - ・『自治体間連携協定』を締結しているため、横須賀市へ手続きの必要はありません。
  - ・転出先での手続きについては、転出先自治体にお問い合わせをお願いします。
- ③ 引越先：横須賀市内
  - ・届出事項変更申出書及び確認書類の提出により、変更の手続きをお願いします。

Q19 横須賀市に転入する際、他市町で行ったパートナーシップ宣誓は横須賀市でも引き継がれますか？

A. 以下の自治体からの引越しであれば、横須賀市のパートナーシップ制度に関する行政サービスを受けることができます。また、宣誓証明書の返還及び再交付は、横須賀市で行えます。

- ① 引越前：鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
  - ・『自治体間相互利用協定』を締結しているため、横須賀市へ手続きの必要はありません。
  - ・今お住まいの市町にて、お手続きをお願いします。
- ② 引越前：横浜市
  - ・『自治体間連携協定』を締結しているため、改めて横須賀市の宣誓証明書を発行します。
  - ・手続きに際しては、希望日の7日前までに横須賀市人権・ダイバーシティ推進課へ予約（日時、受付場所の調整）をし、転出元自治体の交付書類、横須賀市に転入したことがわかる住民票の写しまたは住民票記載事項証明、本人確認できるもの（運転免許証等）をご持参ください。

Q20 引越先でもファミリーシップカードを使用できますか？

A. ファミリーシップ制度は本市独自の制度のため、現時点では、引き継ぐことができません。転入先自治体にお問い合わせください。

# 6 様式について


## パートナーシップ

- 第1号様式 パートナーシップ宣誓書
- 第2号様式 パートナーシップ宣誓継続申告書
- 第3号様式 パートナーシップ宣誓証明書
- 第4号様式 パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書
- 第5号様式 パートナーシップ宣誓証明書返還届
- 第6号様式 パートナーシップ宣誓継続使用届
- 様式外① パートナーシップの宣誓にあたっての確認書
- 様式外② 確約書（委任状）
- 様式外③ 届出事項変更申出書

### 【宣誓証明書】

**パートナーシップ宣誓証明書**

横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。



宣 誓 日 年 月 日 様 様

第 号 年 月 日 横須賀市長 印

横須賀市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。  
この宣誓証明書により、法律上の効果は生じませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、この横須賀で幸せに生き生きと活躍されることを期待しています。  
宣誓証明書の掲示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

#### 【特記事項】

緊急連絡先  
◎ □□ □□ : 000-0000-0000  
戸籍上の氏名 : ○○ ○○



- 縦54mm×横86mm（カードサイズ）
- 交付年は西暦表示です。

## ファミリーシップ


- 第7号様式 ファミリーシップに関する届出書
- 第8号様式 ファミリーシップの届出に関する同意書
- 第9号様式 ファミリーシップカード
- 第10号様式 ファミリーシップカード再交付申請書
- 第11号様式 ファミリーシップカード返還届
- 第12号様式 近親者等の氏名削除に関する申出書
- 様式外① ファミリーシップの届出にあたっての確認書
- 様式外② ファミリーシップカード交付依頼書
- 様式外③ 確約書（委任状）
- 様式外④ 届出事項変更申出書

### 【ファミリーシップカード】 ※希望者のみ

**ファミリーシップカード**

横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱の規定に基づき、ファミリーシップの届出を受理したことを証します。

氏 名 ○○ ○○ 様



【ファミリーシップにある者】 \*パートナーシップ宣誓者

□□ □□ \* □□ □□ \* □□ □□  
□□ □□ □□ □□ □□ □□

年 月 日 第○○-0号 横須賀市長 印

横須賀市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。  
このカードは、パートナーシップ宣誓を行ったお二人とファミリーシップにある者が家族として協力しあう関係にあることを市が証明するものです。  
このカードの掲示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

#### 【特記事項】

緊急連絡先  
□□ □□ : 000-0000-0000  
戸籍上の氏名 : ★★★★★（通称名 : □□ □□）  
□□ □□ : 000-0000-0000  
戸籍上の氏名 : ★★★★★（通称名 : □□ □□）



横須賀市パートナーシップ宣誓証明制度ガイドブック  
令和6年（2024年）1月1日発行

問い合わせ先

横須賀市市長室人権・ダイバーシティ推進課

TEL 046-822-8219

Mail [we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp)